

平成二十一年五月十二日受領
答弁第三四一号

内閣衆質一七一第三四一号

平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員菅野哲雄君提出違法・無報告・無規制（IUU）漁業の規制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員菅野哲雄君提出違法・無報告・無規制（IUU）漁業の規制に関する質問に対する答弁書

一の（１）について

「違法、無報告、無規制漁業を防止、抑止、排除するための国際行動計画」（以下「国際行動計画」という。）二十五にいう国の行動計画については、我が国は従前から、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）に基づく漁業に係る許可、外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）に基づく外国漁船等の寄港制限及び洋上からの漁獲物の陸揚げ禁止等の措置を講じているところであり、国の行動計画に代えてこれらの取組に関し取りまとめた文書を作成し、国際連合食糧農業機関事務局に提出したところである。

一の（２）について

お尋ねの国際行動計画六十一にいう「寄港国による取り締まりのための国家戦略および手続き」については、外国人漁業の規制に関する法律に基づく外国漁船等の寄港制限、洋上からの漁獲物の陸揚げ禁止等の措置を講じているところである。

二について

御指摘の「寄港国協定」については、現在、国際連合食糧農業機関において交渉が行われているところであり、交渉にかかわる事柄について明らかにすることは、今後の交渉に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。